

○財務省告示第三百八十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年十一月十六日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年十二月四日

財務大臣 藤井 裕久

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 一 | 名称及び記号  | 利付国庫債券（二年）（第二百八十六回）   |
| 二 | 発行の根拠   | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項  |
| 三 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。<br>価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市 |
| 四 | 発行方法    |   |

<p>六 イ 発</p>			<p>五 イ 方募</p>	
<p>入 価 札 格 発 競 行 争 争 額</p>	<p>入 価 札 格 発 競 行 争 争 額</p>	<p>・ 別 第 参 II 加 非 者 者 特</p>	<p>入 価 札 格 発 競 行 争 争 額</p>	<p>法 入 決 定 の</p>
<p>条 特 第 一 項 計 の 規 定 法 基 律 づ 第 き 四 発 十 行 六 し</p>		<p>込 募 み 限 の 度 応 額 募 の 額 場 を 範 割 囲 り 内 当 じ て にお て いて 各 各 申 申</p>	<p>各 申 の 込 ら そ の う ち 込 募 額 を 案 分 分 に 分 よ り</p>	<p>争 市 入 場 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い 発 う 行 。」 者 第 第 II 二 非 非 価 価 格 格 競 競</p> <p>る も の 特 に 別 よ 参 る 加 発 者 行 一 一 下 下 国 国 債 債 債 を 債 定 債 め 債 別 債</p> <p>て、財 務 務 大 大 臣 臣 が 各 各 国 国 債 債 債 市 債 場 債 特 債 別 債</p> <p>し、後 に 行 わ れ る 入 札 で あ る</p> <p>び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を</p> <p>「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 I 非 下 額」</p> <p>を 定 め る の に よ り 発 行 一 下 額</p> <p>場 特 別 参 加 者 一 下 額</p>



八 最 振替 九 振替 額 単 位

五 万 円

十 十 一 発 行 日

平 成 二 十 一 年 十 一 月 十 六 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 と 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

イ 一

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 四 銭 五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格

十 十 三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 行 日  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 行 争 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争  
込 利 発 行 争 非 者 特 国 発 行 争 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 行 争 入 札 格 競 争 入 札 格 競 争

(一) 年 〇 ・ 三 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者

は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式  
に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十  
号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込 む  
も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式に、より算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(額にただし、当該国債を發行した時に、又は外国法人である者が非居住者又は前記(一)の算式に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を除くことのできる。

平成二十二年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	初期利子	平成二十二年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。
十五	第二期以後の利子	毎年五月十五日及び十一月十五日を支払日とし、各支払期にお
十六	償還期限	平成二十三年十一月十五日

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 者 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
二 大 銀 金  
十 臣 行 額  
一 か 百  
年 通 円  
十 知 に  
一 受 つ  
月 け き  
十 け 百  
六 け 円  
日 者